**令和７年度エゾシカ越冬期集中捕獲事業（オホーツク地域）委託業務処理要領**

第１　目的

本業務は北海道で著しく増加しているエゾシカによる農業被害や接触事故等を軽減するため、エゾシカの生息状況調査を実施し、土地条件に関わらず越冬地などのエゾシカが集合する場所で調査結果をもとに捕獲する。また、効果的な捕獲方法の検討や捕獲効率をあげるための手法を検証することを目的とする。

第２　業務内容及び実施方法

　本業務の実施地域は小清水町の止別鳥獣保護区、オホーツクの村鳥獣保護区及び網走南部森林管理署355林班及び356林班並びに斜里町の網走南部森林管理署1141林班及び1142林班とする。具体的な実施場所及び捕獲手法、目標等は別紙業務仕様書によるとともに道から入手した候補地の生息状況調査結果等を踏まえ、受託者と道が連携して土地所有者と調整した上で決定する。

１　業務処理計画書及び従事者名簿の提出

委託契約書第４条により提出する業務処理計画書については、業務の実施体制や従事者等の氏名・所属、処理日程、緊急時の連絡体制等を記載することとし、契約締結後速やかに業務担当員に提出すること。また、業務処理計画書には従事者名簿（様式１）に必要事項を記入の上、併せて提出すること。この業務における捕獲は、道による鳥獣捕獲許可で実施することとし、業務担当員は従事者名簿の提出を以て、従事者に対し従事者証を交付する。

２　生息状況調査の実施

実施地域内において生息状況調査の候補地を複数選定し、現地踏査及び市町村や地元狩猟者等からの聞き取りを行うこと。また、自動撮影カメラ及び設置に係る機材（SDカード、電池等）を購入してエゾシカの生息状況等を把握し、より効果的な捕獲箇所を選定すること。

なお、調査にあたっては事前に土地所有者や地元市町村と連絡調整を行い、円滑な実施に努めること。

３　捕獲作業計画の策定

捕獲実施計画書及び生息状況調査の内容を踏まえ、業務担当員と確認・調整を行いながら捕獲作業計画を策定すること。捕獲作業計画においては、捕獲事業内容、安全管理体制、関連する法令・規制、捕獲個体の記録・処理方針等を記載すること。なお、次の点に留意すること。

（１）捕獲事業内容

猟法及び捕獲手法、餌誘引、実施位置、体制、回数、スケジュールなど実作業に関する具体的事項を記載すること。

（２）安全管理体制

連絡体制や実施体制、緊急連絡体制図等を記載すること。また周辺住民等に対する周知体制、事故防止に向けた捕獲時の現地立ち入り規制体制を記載すること。

（３）関連する法令・規制

関連する法令、条例等に関し、必要な申請内容（申請先、必要書類等）を記載すること。

（４）捕獲個体の記録・処理方針

捕獲個体の記録方法について記載するとともに、有効活用に向けた対応方針を記載すること。

４　地域検討会議での事業説明

実施地域において、道が開催する検討会議に出席し、地域の関係機関との調整及び地域住民等への安全管理の確保のため、事業実施計画について説明を行うこと。その際において修正・変更などを求められた場合には、改めて業務担当員と協議を行い、適宜対応すること。

また、事業終了後において開催する調整会議に出席し、事業成果について説明を行うこと。

５　捕獲の実施及び注意事項等

各地域において３で定めた捕獲作業計画に基づき捕獲を実施すること。なお、捕獲手法について捕獲実施状況等に応じ変更する必要があるときは、業務担当員と事前に協議すること。

道内各地にはエゾシカ生息状況調査のため首輪や耳標を付けて放獣された個体があるので、そうした個体については可能な限り捕獲の対象とはせず、わな猟で捕獲した場合には再放獣すること。エゾシカ以外の鳥獣について、錯誤捕獲しないよう細心の注意を払うこと。万一錯誤捕獲がされた場合には、原則として放獣すること。事業実施期間中において、捕獲目標頭数を達成した場合においても、捕獲を継続すること。

事業期間中に、実施地域において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第４条第３項で定める国内希少野生動植物種を確認等した場合は、速やかに業務担当員に協議しその指示に従うこと。その場合、必要に応じ道が指定する専門家の助言を受けながら事業を実施しなければならないことがあるので留意すること。なお、専門家に対する費用については、道が負担する。

捕獲事業の終了後は、設置した工作物等がある場合は速やかに撤去するとともに、跡地を風致の保護上支障のないよう整理すること。

６　捕獲個体の記録・確認

捕獲個体は、個体毎に捕獲者名、捕獲場所、捕獲手法、捕獲時の日時・天候、捕獲個体の状態、個体処分方法等を捕獲個体記録票（様式２）により記録すること。記録票には、次による捕獲個体等の証拠写真を添付すること。

（１）止め刺しを行った捕獲個体

止め刺しを行った捕獲個体については、頭部を右側に置いて、赤色の油性スプレー等で耳から胴部を経由して尾の先までを塗布し、胴部に個体番号（通し番号）を記入すること。証拠写真は、捕獲者・捕獲個体・捕獲情報を記載したホワイトボード等を撮影することとし、またGPS機能付きのカメラ（スマートフォンを含む）で撮影し、データも併せて添付すること。

（２）わな等による生体捕獲

生体捕獲については、捕獲頭数がわかるように捕獲時の全景に、捕獲情報を記載したホワイトボード等を含めて撮影することとし、またGPS機能付きのカメラ（スマートフォンを含む）で撮影し、データも併せて添付すること。

７　捕獲個体の有効活用・処理

捕獲個体は、食肉事業者等に無償譲渡することとし、捕獲場所において引き渡すか、もしくはこれら法人が所有する一時養鹿施設又は食肉処理施設、ペットフード製造施設等に運搬のうえ、食肉又はペットフード等に有効活用することを基本とする。

受入先とは、捕獲実施前から連絡調整を行い、可能な限り多くの個体の有効活用に取り組むこと。なお、有効活用に適さない捕獲個体については、受託者の費用負担において一般廃棄物として地元市町村の指導に従い適正に処理すること。処理にあたっては、搬出、運搬、受入を行った記録を整理するとともに、有効活用事業者に引き渡した場合は捕獲個体受取証（様式３）、一般廃棄物処理の場合は処理伝票等を整理し、６の捕獲個体記録票に添付すること。

また、本業務における捕獲個体については、民間施設等で公平に利用されることとしていることから、これら以外の有効活用を望む者があった場合には、あらかじめ業務担当員に協議すること。ただし、受入先は、食肉利用の場合は、保健所から食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可を受けた施設であり、かつ、道が策定した「エゾシカ衛生処理マニュアル」等を踏まえて捕獲個体の衛生的な処理に努めている施設に引き渡すこととする。なお、エゾシカ肉処理施設認証を受けている施設を優先するが、実施する地域近隣において従前から活動してきた前記の条件を満たす施設がある場合は、当該施設にも一定の配慮をすることとする。また、ペットフード利用の場合は、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律による届出を行っている事業者であることを要件とする。

有効利活用に適さない捕獲個体については、受託者の費用負担において一般廃棄物として地元市町村の指導に従い適正に処理すること。また、処分施設から発行される処理伝票等を整理し、捕獲個体記録票に添付すること。

　８　作業日報の作成等

捕獲事業に係る各日の実施状況について、その日時や天候、従事者、作業内容及び捕獲状況について記載した作業日報を作成すること。捕獲個体があった場合は、「６捕獲個体の記録確認」により整理すること。なお、作業日報の様式については、様式４を参考とすること。

また、毎月末現在の捕獲状況等について、様式５により翌月10日までに業務担当員に報告すること。

　９　捕獲手法の検証

６で記録したデータを元に、捕獲手法の効率性、誘導柵や誘因餌の効果、捕獲実施にあたっての課題、反省点及び安全管理上の課題などを考慮し、捕獲手法の最適化・効率化を図ること。

10　わなの撤去

（１）設置したわな等の撤去は、周辺の立木、土地、運搬路などに影響を与えないように注意して行い、跡地を風致の保護上支障のないよう整理すること。

（２）捕獲個体運搬路の確保に伴う除雪に合わせ、わな撤去作業が滞りなく完了できるように、除雪を行う事業者との調整を図ること。

（３）撤去終了後を写真撮影し、完了した状況を画像に残すこと。

11　地域検討会議での成果説明

　　　捕獲終了後に開催する地域検討会議に出席し、事業成果について説明を行うこと。

12　その他

（１）道との連絡調整

捕獲事業の着手時及び終了時において、業務担当員と打合せを実施すること。また、荒天や災害等の発生により、やむを得ず業務の一部が遂行できない又は遂行できないことが見込まれる場合は、速やかに業務担当員と協議し、その指示に従うこと。

（２）安全管理体制の構築

３の（２）で定めた安全管理体制に基づき、従事者全員がそれぞれの役割を把握できるよう、安全管理体制を構築すること。捕獲事業の実施にあたっては、あらかじめ捕獲場所、実施期間、捕獲手法を市町村等関係機関に周知を図ること。

また、捕獲事業の実施期間は、実施場所への入り口等に立入禁止看板を設置し、監視員を配置するなど必要に応じ関係者以外の立入を規制すること。

従事者のみならず、地域住民等の第三者の安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。特に、本業務は冬期間にかけて実施されることから、事前に天候等の情報を入手し、移動時も含め事故等のないよう十分な装備と計画のもと実施すること。

（３）腕章等の装着

捕獲事業の従事者又は生息状況調査で実施地域に入る者は、腕章等を装着するとともに、１の申請により道が発行する従事者証を常に携行すること。

（４）除雪の実施

捕獲場所への通じる道路の内外は、必要に応じて除雪を実施すること。

（５）関係法令の遵守

銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、電波法（無線機を使用する場合）等、事業実施において関係する諸法令を遵守すること。

第３　実績報告

１　実績報告書及び成果品並びに経費明細書の内容

委託契約書第11条第１項により、本業務を完了したときに提出する実績報告書は、様式６により提出すること。また、成果品は下記２に基づき作成し、電子データ及び撮影写真を保存したDVD-R等を添付して提出すること。提出の際にはその内容を説明すること。

２　成果品の仕様・体裁等

成果品はA4版とし、北海道グリーン購入基本方針に基づいた用紙を使用して作成すること。なお、写真、図面等はカラーとすること。

成果品の作成にあたっては、生息状況調査等の概要（エゾシカの生息状況や被害状況等、捕獲作業計画策定に至る経緯等）、捕獲作業の概要（捕獲結果、餌付けの効果や捕獲手法の詳細とその効率性、実施体制、支障となった点や課題、反省点等）、捕獲個体の処理方法、その他事業実施全体にあって支障となった点や要改善点等を記載すること。また、生息状況調査の明細（調査日・調査場所毎の従事者数・調査内容等）、捕獲実施における明細（出猟日・出猟場所毎の従事者数・捕獲数及び処理の概要シカ目撃数等）、処理日程、業務担当員及び関係者との協議や打合せの内容、作業日報、捕獲個体記録票を添付すること。なお、成果品の作成にあっては様式７を参考にすること。

捕獲事業の実施に伴い撮影した写真（写真内には日付、撮影対象、作業状況等が分かる情報を入れる。）は、業務担当員と必要な写真を協議してからDVD-R等に保存して提出すること。

なお、電子データはMicrosoft社Windows11形式で表示可能なものとし、作成するアプリケーションソフトはワープロソフトJust system社一太郎（ファイル形式は一太郎2018-2019以下）又はMicrosoft社Word（ファイル形式はWord2016以下）、表計算ソフトMicrosoft社Excel（ファイル形式はExcel2016以下）を使用し、画像はBMP形式又はJPEG形式とする。

また、画像を除き、これらを「PDFファイル形式」に変換して保存し、DVD-R等及びその収納ケースには、事業年度及び業務名等をラベル等により付記すること。

３　納入期限

令和８年（2026年）３月20日（金）

４　データ等の公開

業務の実施により得られた情報及び成果品等については、北海道の許可を得ることなく、公開又は他の業務等に利用してはならない。

第４　その他

本要領に疑義や業務を履行し難い事由が生じたとき又は記載のない細部については、業務担当員と速やかに協議し、その指示に従うこと。